

## 第1章 策定の背景、目的等

# 第1章 策定の背景、目的等

## 1 策定の背景と目的

### (1) 背景

全国的に公共施設等の老朽化対策が大きな課題となっており、国においては、平成25年11月にインフラ長寿命化基本計画を策定し、公共施設等の適正管理及び長寿命化の推進方針と、これらに基づく必要施策の方向性を示し、公共施設等の総合的かつ計画的な管理に関する取組を進めています。

本市においても、公共施設の約7割が建築から30年以上を経過しており、大規模改修や建替えの検討が必要な時期を迎えています。また、建築から30年未満であっても、局所的に様々な劣化や不具合を抱えている施設もあります。これらの施設では、安全性に係る不具合については、早急に解消を図るとともに、老朽化により低下している施設の機能性や快適性を回復・向上させることが必要です。同様に、インフラ施設においても老朽化が進行し、改修や更新の検討が必要な時期を今後迎えることから、適正な維持管理・更新を推進する必要があります。

一方で、厳しい財政状況が続く中、全ての公共施設等を現状と同じように維持・更新し続けることは難しい状況であり、今後は、人口減少等による公共施設等の利用需要の変化を踏まえつつ、公共サービスの意義や在り方を検証し、選択と優先順位に基づく対応を図ることが必要です。

このようなことを踏まえ、本市では、平成28年3月に「あきる野市公共施設等総合管理計画」(以下「総合管理計画」という。)を策定し、公共施設等の管理と活用を計画的に推進していくこととしています。

### (2) 目的

「あきる野市公共施設等個別施設計画」(以下「本計画」という。)は、総合管理計画に基づき、将来にわたる適切な公共サービスの提供に向け、短期的な取組として、公共施設の不具合箇所の修繕とメンテナンスサイクル(P.56)の構築、長期的な取組として、公共施設の適正配置の実現と長寿命化の推進を図ることを目的に策定するものです。

## 2 位置付け

### (1) インフラ長寿命化計画（国）の体系における位置付け

本計画は、インフラ長寿命化計画（国）の体系における個別施設計画として位置付けます。本計画は、公共施設等を対象とし、総合管理計画の下、施策分野別行政計画等とも整合を図っています。

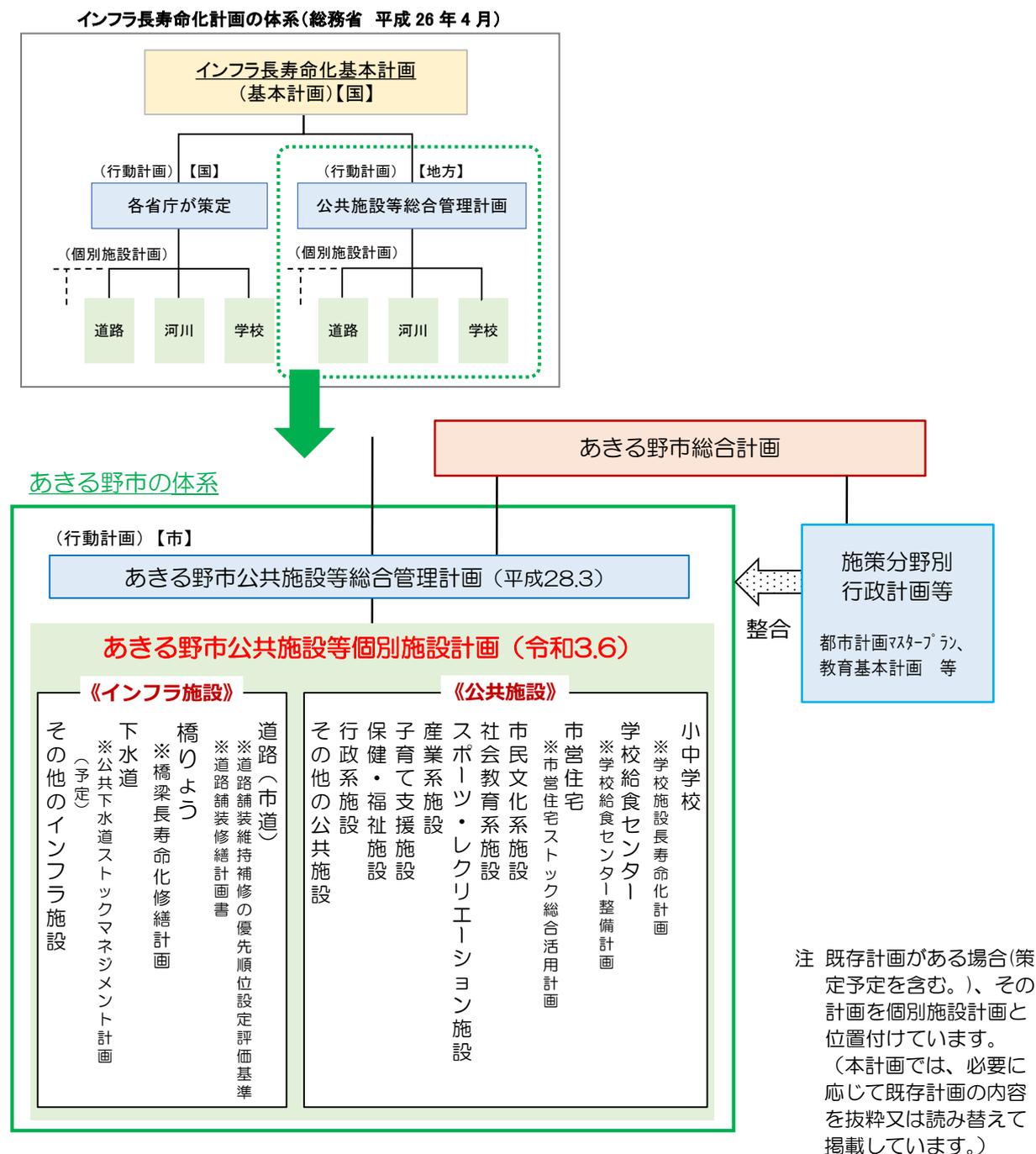


図 1-1 計画の位置付け (計画の体系)

## (2) 公共施設等総合管理計画（市）の推進における位置付け

本計画は、本市における公共施設の管理と活用を計画的に推進していくための内部指針として位置付けます。

今後は、本市の将来にわたる適切な公共サービスの提供に向け、本計画に基づいて、施設ごとに具体的な再編方針及び修繕・改修等の実施計画（以下、「(仮称)再編等に関する実施計画」という。）を策定していくものとします。

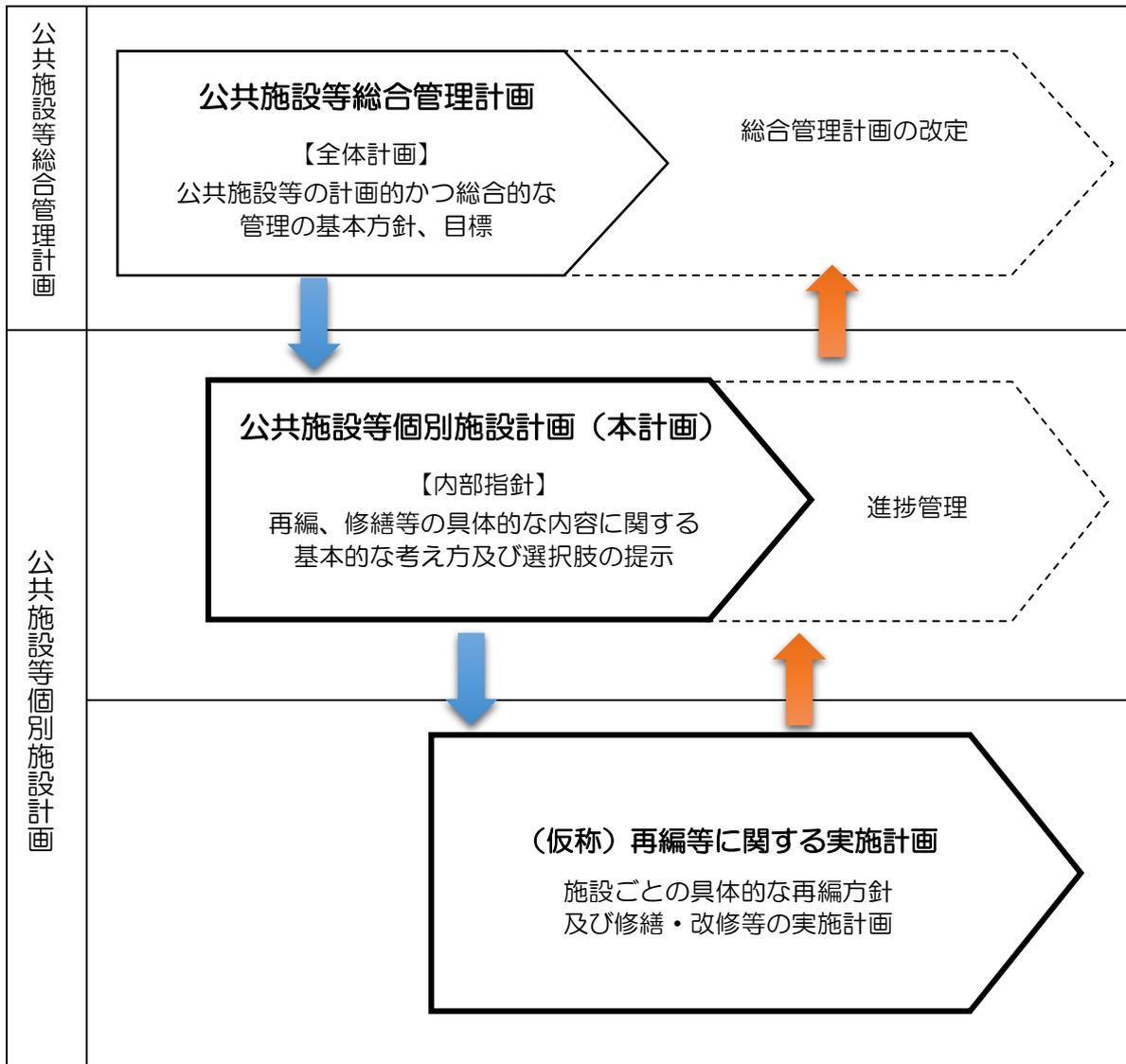


図 1-2 計画の位置付け

## ■策定に当たっての留意点

本計画が目指している「将来にわたる適切な公共サービスの提供」を実現するためには、一定の将来見通しに基づいて今後の公共施設の在り方を再検討し、適切な対策を講じていく必要があります。

このため、将来を見通す視点を定めるための足元の状況把握を可能な限り正しく行い、正しい見通しを持つ必要があります。また、対策を確実に推進するため、庁内推進体制についても検討していく必要があります。

こうしたことから、本計画では、公共施設等の維持更新に今後必要となる費用の把握や財源の見通し及び取組を推進する体制・仕組みの整備などについても整理した上で、公共施設の在り方を検討しています（図 1-3）。

<将来を正しく見通し、適切な対策を講じるための足場を固める>

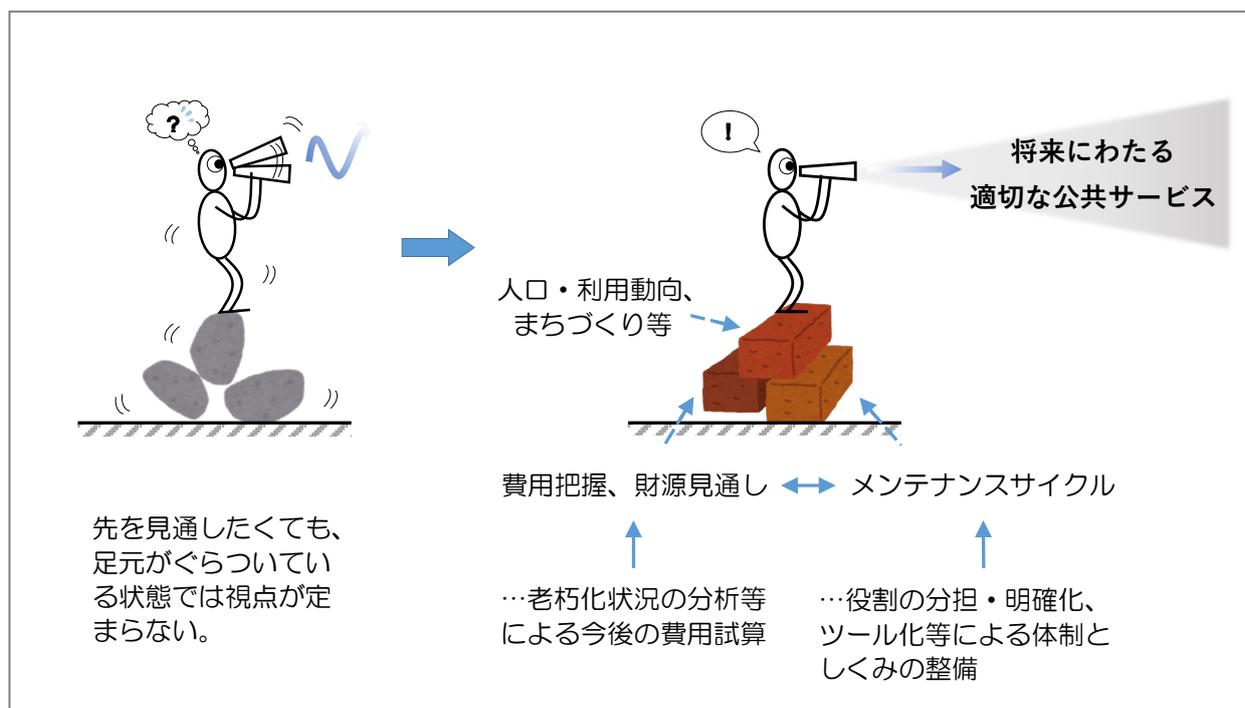


図 1-3 策定に当たっての留意点

注 メンテナンスサイクルについては、P.56 を参照。

## ■計画の策定方針

本計画の策定方針は、公共施設管理が抱える「厳しい財政状況下で大量の老朽化対応が必要（安全性の確保、質の確保）」、「将来的な費用負担と財政見込みを踏まえた上でニーズ変化への対応が必要（量・質のあり方の再考）」といった課題に対して、短期的及び長期的な観点から対応の方向性を示すこととします。

短期的には、公共施設の安全性を確保・維持するため、メンテナンスサイクルを構築し、長期的には、メンテナンスサイクルを継続的に運用するとともに、将来の事業の在り方に基づき適切な行政サービスを提供するため、公共施設の適正配置の実現や長寿命化の推進を図ることとします。

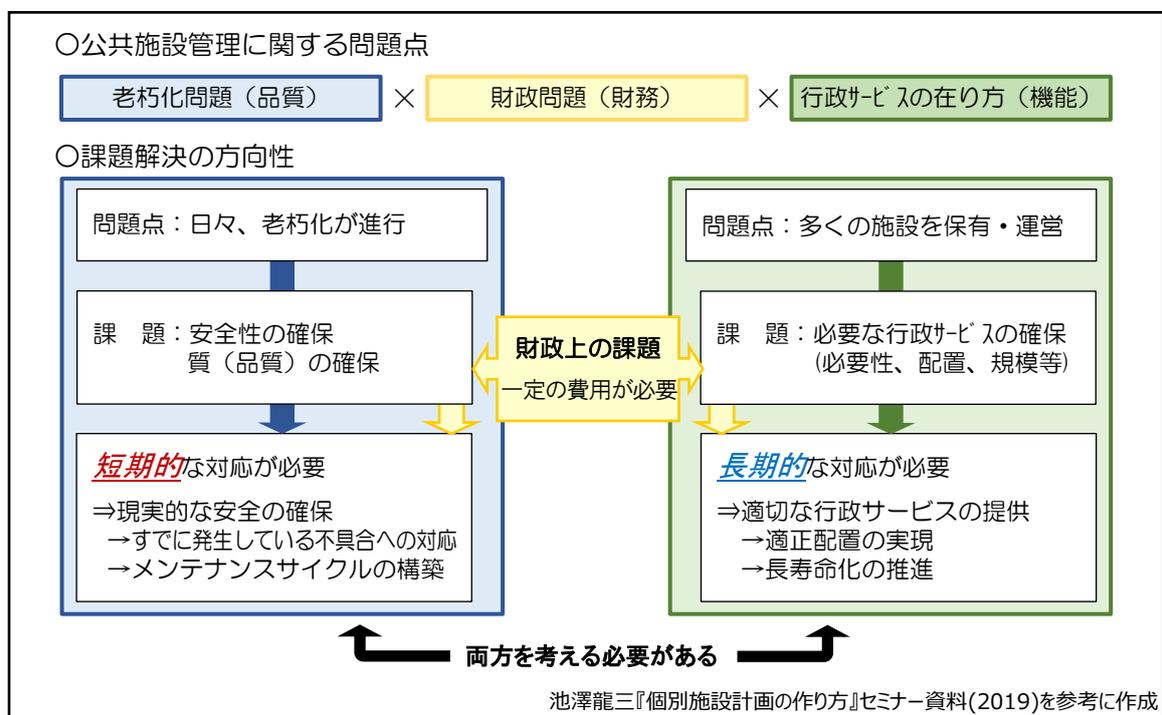


図 1-4 公共施設管理に関する課題と計画の策定方針

## ■対策の優先順位の考え方

策定方針を踏まえて、本計画が示す公共施設管理の課題に対する対策の優先順位の考え方は、安全性の確保に関する取組（短期的）を優先しつつ、将来の適切な行政サービスの提供に関する取組（長期的）を実施していくものとします。

具体的な取組内容及び取組のスケジュールは、第3章及び第4章において示します。

### 3 計画期間

本計画の計画期間は、令和3（2021）年度から令和12（2030）年度までの10年間とします。ただし、今後の施設の再編等の方向性及び改修・建替え等の対策の実施時期の目安の検討、施設の中長期的な更新費用の試算等に当たっては、40年程度先の将来を見据えた検討を行いました。

また、上位計画である総合管理計画の今後の改定内容を踏まえ、必要に応じて計画期間を含めた見直しを行います。

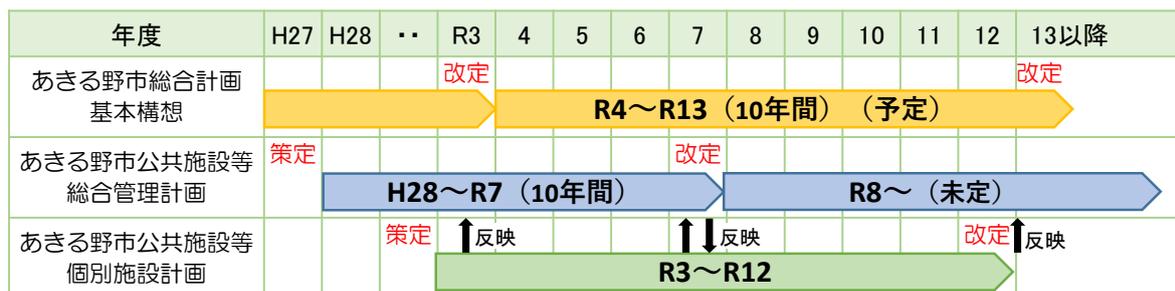


図 1-5 計画期間

### 4 対象施設

本計画の対象施設は、本市が保有する全ての公共施設等です。

<対象施設の数>

区 分	数 量
公共施設	257 施設 456 棟 196,584.10 m <sup>2</sup>
うち (注1) 予防保全施設	136 施設 (複合施設内の 18 施設を含む) 204 棟 190,271.61 m <sup>2</sup> (一部事後保全施設の建物を除く)
うち (注1) 事後保全施設	121 施設 129 棟 2297.13 m <sup>2</sup> (一部予防保全施設内の建物を含む: 123 棟 4,015.36 m <sup>2</sup> )
インフラ 施設	道路 市道延長 約676 km
	橋りょう 橋りょう延長 約3 km
	下水道 管きょ延長 約 367 km

令和元年度末時点

ただし、既存の個別施設計画がある場合の取扱いは、以下のとおりとします。

<既存計画がある場合の取り扱い>

項 目	対 象 と す る 施 設 等
○公共施設の老朽化状況 (第2章 5) ○短期的な対策 (修繕計画表) (第4章 1)	公共施設のうち、小・中学校、学校給食センター及び市営住宅を除く予防保全の施設を対象としています。

(注1) P.8<予防保全と事後保全>を参照。

項 目	対 象 と す る 施 設 等
○長期的な対策（再編等の方向性） （第4章 2） ○中長期的な維持管理及び修繕・更新等費用の推計 （第4章 3）	小・中学校、学校給食センター及び市営住宅は、既存の各個別施設計画に基づく内容を本計画へ反映しています。 <小・中学校> ・あきる野市学校施設長寿命化計画（令和3年3月） <学校給食センター> ・あきる野市学校給食センター整備計画（平成25年3月策定・令和元年9月改訂） <市営住宅> ・あきる野市営住宅ストック総合活用計画（あきる野市営住宅長寿命化計画）（令和3年2月）

### <予防保全と事後保全>

施設保全における一般的な考え方を参考として、本市では、公共施設の各建物について、以下のとおり、「予防保全」又は「事後保全」による保全方法を適用しています。

#### ●予防保全

「予防保全」とは、点検等による不具合や劣化状況の把握（状態基準保全）、又は、経過時間や使用回数による更新時期の判断（時間基準保全）に基づいて、建物の部位・設備の更新等を実施する保全方法です。予防的かつ計画的な保全対応により、施設・設備の安定的な稼働につながりますが、更新等費用の確保が必要となります。

<予防保全の対象建物> 表 1-1 参照

故障や不具合の発生による機能中断の影響が大きい施設の建物や、予防的な保全対応による長期利用に関して十分な効果が期待できる建物について、予防保全の対象としています。

（例）

- ・学校、集会施設、保育園、児童館、保健・福祉施設、市営住宅など、通常、利用者がいる施設
- ・消防団詰所、公衆便所など、機能維持のため予防的なメンテナンスが有効と考えられるもの
- ・ホール、図書館、スポーツ施設、庁舎など、中規模・大規模な施設
- ・市民球場（スタンド）など、重厚な建築物

#### ●事後保全

「事後保全」とは、日々の点検等に基づき、不具合や故障が発生した段階で修繕等を行う保全方法です。

規模が大きく構造が複雑な建物では、不具合発生時には、すでに症状が相当に進行している可能性もあり、その場合は予防保全による対応よりも大きな修繕費用が必要となることがあります。また、その後、突発的な修繕対応が頻発する要因ともなり得ます。

一方、規模が小さく簡易な構造の建物では、効率的な修繕方法となる場合があります。

<事後保全の対象建物>

人が常駐しない建物や、小規模で簡易な構造の建物及び多少の不具合や故障が建物の使用上、即座に大きな支障を来すわけではないもの等について、事後保全の対象としています。

（例）倉庫、物置、車庫、簡易トイレ等

表 1-1 予防保全の対象施設（予防保全の対象建物を含む施設）

施設分類		対象施設
大分類	中分類	
A 学校教育系施設	学校	東秋留小学校 多西小学校 西秋留小学校 屋城小学校 南秋留小学校 草花小学校 一の谷小学校 前田小学校 増戸小学校 五日市小学校 秋多中学校 東中学校 西中学校 御堂中学校 増戸中学校 五日市中学校
	その他教育施設	秋川第1学校給食センター 秋川第2学校給食センター 五日市学校給食センター
B 市民文化系施設	集会施設	二宮地区会館 千代里会館 御堂会館 鳥居場会館 玉見会館 野辺地区会館 草花台会館 楓ヶ原会館 増戸会館 小宮会館 戸倉会館 代継会館 北伊奈会館 五日市会館 五日市地域交流センター
	文化施設	秋川キララホール
C 社会教育系施設	図書館	中央図書館 東部図書館エル 五日市図書館 中央図書館増戸分室
	博物館等	あきる野ルピア 二宮考古館 五日市郷土館
	公民館	中央公民館
D スポーツ・レクリエーション施設	スポーツ施設	いきいきセンター 秋川体育館 総合グラウンド（クラブハウス） 市民球場 市民プール 油平クラブハウス 山田グラウンド（管理事務所） 五日市ファインブラザ 小和田グラウンド（休憩所）
	レクリエーション施設	秋川渓谷瀬音の湯 ふるさと工房五日市 小宮ふるさと自然体験学校 秋川渓谷戸倉体験研修センター「戸倉しろやまテラス」
E 産業系施設	産業系施設	秋川ファーマーズセンター 農業会館
F 子育て支援施設	幼保・こども園	屋城保育園 神明保育園 すぎの子保育園
	幼児・児童施設	南秋留児童館 若竹児童館 多西児童館 一の谷児童館 若葉児童館 五日市児童館 五日市児童館増戸分館 屋城児童館 草花児童センター 前田児童館 五日市第1学童クラブ 五日市第2学童クラブ 増戸第1・第2学童クラブ 秋留台学童クラブ 南秋留第1・2学童クラブ 若竹学童クラブ 屋城学童クラブ 多西第1・2学童クラブ 一の谷学童クラブ 草花第1・2学童クラブ 若葉学童クラブ 前田学童クラブ
G 保健・福祉施設	高齢福祉施設	萩野センター 開戸センター 五日市センター
	障がい福祉施設	秋川健康会館 希望の家
	保健福祉施設	秋川ふれあいセンター 保健相談所 五日市保健センター
	その他福祉施設	菅生交流会館 秋川流域病児・病後児保育室「ぬくもり」
H 行政系施設	庁舎等	市役所（本庁舎） 福祉会館（庁舎別館） 市役所五日市出張所 旧五日市出張所西庁舎
	消防施設	消防団第1分団詰所（3か所） 消防団第2分団詰所（3か所） 消防団第3分団詰所（2か所） 消防団第4分団詰所（6か所） 消防団第5分団詰所（7か所） 消防団第6分団詰所（1か所） 消防団第7分団詰所（1か所） 消防団（旧）第6分団第1部詰所 消防団（旧）第7分団本部詰所 消防団（旧）第7分団第1部詰所
I 公営住宅	市営住宅	雨間ハイツ 秋留野ハイツ 山田ハイツ 伊奈ハイツ 草花公園タウン
J その他の建築系公共施設	その他の建築系公共施設	秋川駅北口公衆便所 東秋留駅前公衆トイレ 武蔵引田駅前公衆トイレ 武蔵増戸駅前公衆トイレ 武蔵五日市駅前公衆トイレ 草花公園クラブハウス 旧秋川図書館 資源回収倉庫

## 5 本計画の構成

